

2021年7月9日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美様

さいたま市教職員組合
執行委員長 大澤 博

さいたま市の教育施策、学校運営並びに教育条件整備等についての要求書

さいたま市の教育条件整備等に対する貴職のご尽力に対し、敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症はいまだに収束の見通しが立たず、より感染力が強い変異株への置き換えが進み、児童・生徒および教職委員の感染例も多くなっています。学校で安心・安全に学べるようにすることは子どもたちの学ぶ権利を保障するために、きわめて重要なことです。そして、教職員の命と健康を守るために長時間勤務の軽減を図る各課の連携によるチーム力を活かした回答と、子どもたちがのびのび学べる教育条件整備をいっそう進めるための予算措置は、教育行政の責任としてとても重要です。

市民の教育要求およびコロナ感染拡大防止の観点からも、少人数学級の実施を強く求めます。コロナ禍のもと、子どもたちが抱えているストレスは深刻です。確かな学力・いじめなどの人格形成に関わる問題に対処するために、人的・物的な整備なくして豊かな教育は保障できません。施策の見直しは急務です。私たち教職員は、コロナ感染拡大防止対策を行いながら、日々の教育活動をすすめようと奮闘していますが、肉体的にも精神的にも非常に過酷な勤務を余儀なくされています。ここに、教育施策並びに学校運営、教育条件整備、教職員の勤務条件等に関する要求書を提出しますので、誠意ある回答を求めます。

なお、現場教職員の声を直に聴取することが教育行政の運営にとって非常に重要であることを鑑み、また労使交渉のあるべき姿として、教育行政のトップに立つ教育長の出席を求めます。交渉を効率的かつ建設的に実施するため、あらかじめ文書による回答を強く求めるとともに、いくつかの課をまとめ、2回に分けて団体交渉を設定することを求めます。

記

<新型コロナウイルス感染症対策について>

1. 新型コロナウイルス感染が児童・生徒または教職員に発症した場合に限らず、希望する児童・生徒または教職員等に、PCR検査の充実を図ること。
2. 教職員が新型コロナウイルス感染症になった場合、「職専免」としながらも、代替の配置が速やかにおこなわれるよう特別の措置を講ずること。また、そのために欠員について早急に確実に配置できるよう具体的な手立てを講ずること。
3. 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を希望する教職員が、ワクチンを確実に接種できるように、使用者として勤務上、必要な措置を講ずること。
4. 感染リスクの高い水泳指導は直ちに中止すること。
5. 新体カテストや行事等の実施の是非について、設備や学校規模を考慮し、各校の決定を尊重すること。
6. 新型コロナウイルス感染症対策として、人的配置と予算について、格段の配慮を行うこと。

<多忙化解消について>

7. 教職員の多忙化解消に逆行する「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを明言すること。長時間過密労働の解消は、教職員のいのちと健康をまもるためにも喫緊の課題とし、とにかく人が足りていないという現場の状況を鑑み、教職員定数の大幅改善を含む抜本的な施策を早急に講じること。「働き方改革」の施策が進んでいるにもかかわらず、教職員アンケートに示された「多忙感 85%」に対する具体性のある大胆な改善策を示すこと。
8. 割振り変更の対象用務を広く知らせ、確実に調整を取らせるとともに、年休が消化できるように対策を講じること。
9. 教職員の多忙化解消を具体化するため、学校業務改善検討委員会に組合の代表が参加できるようにすること。同委員会では、報告提出文書作成、出張、対外行事（運動系・学芸系）、研究委嘱、校務等の精選を図り、多忙化解消の対策を講じること。また、委員会議事録を公開すること。
加えて、教職員の健康と安全を守るため、さいたま市学校職員労働安全衛生管理規定を策定するにあたり、教職員人事課および総務課が横の連携を図るための懇談を早急を実施し、実行に移すこと。
10. ICカードでの勤務時間管理をもとに正確な実態を把握すること。また、ICカードによる打刻が公正に実施されるように、各校に通達・周知を図ること。土曜・日曜の勤務時間も必ず記録させること。1か月の残業時間が45時間をこえた場合、管理職による威圧的な指導をせず、どんな点を削減し勤務時間を適正化すればよいかを一緒に考える機会とすること。その結果をもとに、学校内の業務を削減すること。
11. 小規模校では、校務分掌や出張、日常の業務も含め一人当たりの仕事量が多く、一人当たりの仕事量を適正にするため、小規模校の業務の削減を特段に図ること。
12. 児童生徒、教職員にとって大きな負担になっている振替のない土曜授業をなくすため、学校管理規則の「授業日数205日以上」の規定を元に戻すこと。中学校における1030時間の規定もなくすこと。また、学期初め並びに学期末の短縮日を確保するなど、ゆとりを生み出す具体的な措置を明らかにすること。
13. 小中一貫教育は、小学校・中学校とも負担となっているので無くすこと。
14. 教員や授業を画一化させる「よい授業」アンケートを中止すること。アンケート結果を個々の人事評価に利用しないこと。アンケート結果の集計、報告を強制しないこと。
15. 「心と生活のアンケート」調査を強制しないこと。やむを得ず実施する場合には、報告する項目を簡略化すること。アンケートではなく、子どもたちと直接面談する時間と場所を適切に確保するよう、対策を講じること。

<少人数学級実施について>

16. 早急に少人数学級を実施すること。それができない場合は、当面、小学3年4年と中学3年で35人学級を実施し、順次全学年に拡充すること。また困難校（大規模校や38人以上の学級が複数ある学校、学習及び生活上の支援が必要な子が多い学校）へ市費で本採用の教員を加配すること。弾力的にでも、少人数学級が編成できるように検討をすすめること。
17. 過大規模校の解消に向けて、具体的な手立てを講じること。義務教育学校建設計画について

は直ちに中止すること。

<研修と研究委嘱について>

18. 初任者を集めて行う研修の内容や回数を精選し、実践に役立つ研修を行うこと。初任研の中で、教職員のもつ諸権利について周知すること。
19. 免許更新制度を廃止するよう国に働きかけること。
20. 研究委嘱等の決定にあたっては、校長等の一部の者の意向で決めるのではなく、必ず教職員全体に諮ることを原則とするなど、教職員の意向を十分に尊重すること。また、校長にそのようにするよう指導すること。学校業務改善の観点から、研究委嘱の数を減らしていくこと。

<教育課程について>

21. 市教委の教育施策について、予め教職員に周知すること。教職員が新聞発表等で様々な詳細を初めて知ったということがないようにすること。教科担任制に関しては、一律に導入ありきではなく、各職場の実情や意向を尊重すること。
22. 公教育の原理原則を崩す、教育の民間委託をトップダウンで行わないこと。
23. 1人1台タブレットの使用を一律に強制して行わせないこと。健康被害や学習効果にも目を向け、効果的な使用の仕方について、各校の実践を尊重すること。
24. タブレット使用に関する学習履歴については、個人情報保護法に照らして、目的を明らかにするとともに、丁寧に説明をし、保護者の同意を得ること。
25. グローバルスタディ科の時間増をやめ、国と同じ時間とすること。
26. グローバルスタディ科は専科の教員を配置すること。また、テキスト2冊の使用による学習負担が大きいことから、学習課程の大幅な見直しを図ること。
27. 毒ガスの製造・管理を行っている自衛隊化学学校が含まれる陸上自衛隊大宮駐屯地での職場体験活動「未来くるワーク体験」を中止すること。また職場体験活動の対象事業所一覧から陸上自衛隊大宮駐屯地を削除すること。それでも実施する場合は陸上自衛隊大宮駐屯地での職場体験活動の内容を調査し公表すること。

<教科書採択について>

28. 教科書採択にあたっては、各学校の推薦教科書の集約状況を採択会議の場で明らかし、現場の希望を尊重した透明性のある採択会議を行うこと。

<特別支援教育について>

29. 特別支援学級の新設や増設にあたっては、当該校任せにせず、予算・施設設備等に詳しい専門の職員を派遣し、責任を持って環境を整えること。
30. 特別支援学級が複数設置されている学校で、アコーディオンカーテン等の安価な設備で教室を仕切っているところについては、早急に複数の教室を確保すること。余剰教室がない場合は、床から天井までを壁とするなど、固定のパーテーションを設置し、学習環境を整備すること。
31. すべての通級指導教室は学習するスペースと、保護者控え室・相談室のスペースを固定のパーテーションで仕切ること。通級教室で使用する教材教具の予算を確保すること。また、指導の継続性を確保するために、本採用の担当教員を配置すること。

32. 特別支援学級担任には経験の少ない臨採者を単独で配置したりせず、本採用者を配置すること。全体的な臨採者の配置率を減らすこと。通常学級に在籍する子どもを支援するために、人的配置を拡充すること。

<学習調査について>

33. 小3から中2を対象に行っているさいたま市学習状況調査を中止すること。小学5年の社会・理科をなくすこと。また小1から中3までを対象とした「生活習慣や学習環境等に関する児童生徒質問紙調査」は、中止すること。
34. さいたま市学習状況調査を民間の特定業者に委託しないこと。個人のデータや情報を利用させないこと。
35. 民間の英語検定試験を行わないこと。また民間団体に個人情報を提供しないこと。

<健康管理について>

36. コロナ禍において実施している館岩少年自然の家におけるの宿泊学習が、健康で安心・安全に進められるよう看護師を常駐させること。
37. 子どもの身体と心の健康を考えて、市独自の予算で、養護教諭を複数配置すること。

<学校事務について>

38. 臨時学校事務職員を本採用にすること。

<採用試験・臨採者・会計年度任用職員について>

39. 採用試験において、判断基準が曖昧な適性検査は行わないこと。
40. 会計年度任用職員の身分保障と諸権利を確立し、待遇を改善すること。また、毎年の身分証明書の提出を止め、採用時のみにすること。
41. 臨採者の健康診断について、自費で行うことがないようにすること。
42. ALTおよび英語講師に対する毎年の試験を行わないこと。また次年度の勤務の継続の有無、勤務校を早く知らせること。
43. 今までさいたま市のグローバルスタディ科のために尽力してきた講師を、英語専科初任者の指導に当たるなどとして、本人の意向を尊重し引き続き雇用すること。

<施設・設備について>

44. 校舎の劣化・損傷をはじめトイレ改修等の大規模改修の計画をペースアップさせること。また、学校の授業等で使う紙類等の消耗品費、保健室や給食室の維持管理に要する費用、プールの消毒薬等、学校で絶対必要となる予算を確保すること。現在不足している場合は早急に対応すること。
45. 会計年度任用職員や臨採者も含め、教師用のタブレットを配付するとともに、ネット環境を整備し、授業中に不具合が起きることがないようにすること。
46. 児童・生徒がタブレットを破損させてしまった場合の措置として、修理に関しては、基本、保護者負担にはさせないこと。

<衛生推進について>

47. 衛生推進者及び衛生管理者の資格取得者を計画的に増やすこと。そのために労働安全衛生法の講習会を市が責任を持って実施すること。教職員安全衛生委員会を設置すること。また、各職場の衛生推進者の交流を図る研修会(自由参加)を計画実施すること。

<未配置・未補充について>

48. 病休、産休の代替、育児短時間勤務の後補充の早急な配置を教職員課の責任で行うこと。産休代替の未配置をなくすこと。そのために、4月の時点で産休がわかった場合には、産休に入る前から加配しておき、交代がスムーズに行われるようにする、「先読み加配」を行うこと。他県、他市で行われている「先読み加配」や補充教員制度を導入すること。
49. 臨採者の割合を低くするよう、対策を講じること。とりわけ、特別支援学級の臨採者の割合が4割を超えている実態を改善するための施策を具体的に示すこと。

<賃金・採用・権利について>

50. 生涯賃金に大きな格差が生まれる現行の昇給システムをやめ、埼玉県と同様の昇給システムに改正すること。
51. 権限移譲によって失われた諸権利（特に子育て休暇）を復活させるよう、教育委員会として対策を講じること。
52. 県と同様に、不妊治療を病気休暇の対象にすること。
53. 「育児短時間勤務」を取りやすい職場にするため、代替の配置を確実に行えるような特別の措置を講ずること。
54. 病休の際、診断書の提出回数が多く、病休者の経済的負担となっていることから、診療明細書の提示に変更すること。もしくは、県と同じ要件にすること。
55. 結婚休暇の取得にあたり、コロナ禍で休暇が取れない実情から、有効期間を延長すること。
56. 再任用者の意向を十分に把握すること。フルタイム希望、非常勤希望など個々の勤務希望を叶えること。
57. 再任用者も引き続き、扶養手当が取得できるようにすること。

<ハラスメント根絶について>

58. 実効性のあるパワハラ防止指針を策定すること。
59. パワハラを受けた者が相談しやすいようなリーフレットを作成配付すること。
60. 全職員に、ハラスメントが職場にどれだけあるのか、実態を把握するためのアンケートを取ること。
61. 学校におけるパワーハラスメント根絶の為に、パワーハラスメントの定義の明確化、管理職へのパワーハラスメントに関わる研修強化、外部機関によるパワハラ相談窓口を設置すること。

<大宮国際中等学校について>

62. 「大宮国際中等学校」の情報を小、中学校に丁寧に提供すること。また、グローバルスタディの指導内容を入学試験の対象としないこと。その教育内容・条件等が他の中学校と大きく異なり、差別と考えられるエリート教育をやめること。

以上